

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（平成29年5月30日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知）に基づき、医療意見書のオンライン登録に向けた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（以下「指定医」という。）の勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所並びに同法第8条の規定に基づき届け出をした診療所（以下「指定医の勤務する医療機関」という。）が行うシステム環境整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

（補助金の算定方法）

第3条 補助金の交付額は、別表1の第1欄に定める補助基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内とし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする指定医の勤務する医療機関の長は、交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。ただし、山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（指定難病）（令和5年3月31日健第4539号）の交付申請をした場合は、交付申請することはできない。

2 指定医の勤務する医療機関の長は、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付の決定を行い、決定の内容を指定医の勤務する医療機関の長に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し適当と認めるときは、当該消費税

等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととしその旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の金額の変更をする場合（別表2に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合（別表2に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産（以下「財産等」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄してはならない。この場合において、承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときには、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 指定医の勤務する医療機関の長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、財産等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(実績報告書)

第7条 指定医の勤務する医療機関の長は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月1日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 指定医の勤務する医療機関の長は、第1項の実績報告書を提出するに当たり補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し指定医の勤務する医療機関の長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、精算払とする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第6条第5号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した時から財産等の処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条関係）

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1 医療機関当たり 100,000 円	医療意見書のオンライン登録に向けた指定医の勤務する医療機関が行うシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費	1 / 2

別表2（第6条第1号及び第2号関係）

区分	変更内容
経費の金額	第2条別表1内の補助対象経費の20%以内を増減させる場合。
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
指定医の勤務する医療機関の名
代表者名 印

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）交付申請書

このことについて、山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）
交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）交付申請調書
（別紙 1）
- 3 その他参考資料

別紙 1

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）交付申請調書

1 対象経費支出予定額明細書

種 目		支出済額	支出内訳
需用費		円	
役務費			
委託料			
備品購入費			
負担金、補助及び交付金			
計	ア		

2 県補助所要額算定

支出予定額	基準額	ア・イいずれか 少ない方	ウ * 1 / 2	県補助所要額 エの千円未満 切り捨て
上記ア	イ	ウ	エ	オ
	100,000 円			

様式第2号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
指定医の勤務する医療機関の名
代表者名 印

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小
児慢性特定疾病）交付要綱第6条第1号及び第2号の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
指定医の勤務する医療機関の名
代表者名 印

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県医療機関システム環境整備事業費
補助金（小児慢性特定疾病）交付要綱第6条第3号の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
指定医の勤務する医療機関の名
代表者名 印

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）に係る
財産処分承認申請書

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）により取得した財産について次のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）したいので、山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）交付要綱第6条第5号の規定により申請します。

1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）しようとする財産

財産の種類	財産の名称	型式	数量	取得価格		取得年月日	残存価格	
				単価	金額		単価	金額

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）の内容及びその方法

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
指定医の勤務する医療機関の名
代表者名 印

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）交付要綱第7条第1
項の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 実施報告書
- 2 山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）実績調書
（別紙2）
- 3 その他参考資料
- 4 振込先
振込先金融機関名：
金融機関コード（4桁）：
支 店 名：
支店コード（3桁）：
預 金 の 種 別：
口 座 番 号：
預金の名義（かか）：

以上の項目が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

別紙2

山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）実績調書

1 対象経費支出済額明細書

種 目		支出済額	支出内訳
需用費		円	
役務費			
委託料			
備品購入費			
負担金、補助及び交付金			
計	ア		

2 県補助所要額算定

支出済額	基準額	ア・イいずれか 少ない方	ウ*1/2	県補助所要額 エの千円未満 切り捨て
上記ア	イ	ウ	エ	オ
	100,000 円			

様式第 6 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
指定医の勤務する医療機関の名
代表者名 印

_____年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度山梨
県医療機関システム環境整備事業費補助金（小児慢性特定疾病）に係る消費税及び地方消
費税に係る仕入控除額については、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5
条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除
税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。